

事務連絡（保10）F
平成20年4月11日

都道府県医師会
郡市区医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤原 淳

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴う
被保険者証の提示等について

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されましたが、政府では、本制度を身近で親しみやすいものとするため、新たに「長寿医療制度」と呼称するとともに十分な周知、円滑な制度運営をしていくために「長寿医療制度」実施本部を設置しているところです。

今般、新しい被保険者証が届かない等で国民が医療を受けることができないのではないかという不安や医療現場が混乱していることに対応して、平成20年4月10日・11日付けで厚生労働省保険局総務課・保険課・国民健康保険課・医療課の連名で事務連絡が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

2つの事務連絡の概要は次のとおりです。

《4月10日付け》

75歳に到達したことによる被保険者証の切替事務を円滑に行い、患者さんに現物給付が継続して行えるように、また、資格喪失後のすでに効力のない被保険者証による受診をできるだけ発生させないようにする観点から、以下の3点の内容について発出されたものです。

- (1) 患者さんが誤って従前の被保険者証で受診した場合、医療機関の窓口での被保険者資格の確認方法等について（長寿医療制度、被用者保険、国民健康保険の場合での具体的な方法）
- (2) 窓口で提示された被保険者証がすでに無効であった場合の国民健康保険等への加入手続きの勧奨について（特に被用者保険に加入している被保険

者が長寿医療制度に移行した場合の被扶養者の資格取得手続きについて)

- (3) 現物給付で医療が継続できるような配慮について (患者がやむを得ず新しい被保険者証の提示ができない場合、(1)により平成20年4月1日以降の資格確認を行った上で、引き続き現物給付で医療が受けられるよう配慮してほしい)

《4月11日付け》

- (1) 一部負担金の割合や被保険者番号を確認するために患者さんの住所地の広域連合に照会することで確認が可能である (医療機関は患者さんに対して広域連合への資格照合を行う旨の了承を得る)
- (2) 広域連合においては医療機関からの照会に対して柔軟に対応する

後期高齢者被保険者証につきましては、3月中に広域連合より被保険者に送付されましたが、4月9日現在で被保険者証がご本人に届いていないことが確認できている件数として、全国で63,468件となっていることが本日公表されております。(別添3参照)

日医として、厚生労働省にそもそもの対応が遅いことや医療機関の窓口業務がこれまで以上に煩雑となることを強く申し述べるとともに、届いていない被保険者証については早急に送付すること、広域連合の照会の電話回線を増設すること、広域連合での照会の際には患者さんの個人情報の取り扱いについては厳重に行うこと等を要請いたしました。

今回の事務連絡について、ご留意していただきたい点は下記のとおりでございますので、貴会会員に周知方向卒よろしくお願い申し上げます。

記

- ① 救急等で後期高齢者被保険者証若しくは従前の被保険者証を持参せず受診があった場合や、従前の被保険者証を持参して受診があったが、広域連合への照会で資格確認がとれなかった場合は、従前どおりの取扱いである。ただし、後期高齢者医療制度の対象者であると確認できる場合は、可能な範囲で広域連合に照会して確認していただきたい。

- ② 後期高齢者医療制度の創設に伴い、4月以降において、後期高齢者医療制度の対象となる国民は全員保険に加入しているため、従前の被保険者証等での受診があり、生年月日や住所が確認できた場合、その住所で保険者（広域連合）が判明するので、該当広域連合に照会した上で、負担割合（1割または3割）や被保険者番号を確認できる。

なお、各広域連合の連絡先は別添2の資料の別紙を参照のこと。

（添付資料）

1. 長寿医療制度の創設に伴う被保険者証の提示等について

（平成20年4月10日付け事務連絡（厚生労働省保険局総務課、保険局保険課、保険局国民健康保険課、保険局医療課連名））

2. 長寿医療制度の創設に伴う被保険者証の提示等について（その2）

（平成20年4月11日付け事務連絡（厚生労働省保険局総務課、保険局保険課、保険局国民健康保険課、保険局医療課連名））

3. 都道府県別 被保険者証が本人に届いていない件数

（平成20年4月9日現在）

事務連絡
平成20年4月10日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県高齢者医療主管部（局）
高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局総務課

保険局保険課

保険局国民健康保険課

保険局医療課

長寿医療制度の創設に伴う被保険者証の提示等について

保険医療機関及び保険薬局における療養の給付の受給資格の確認については、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号。以下「薬担規則」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号。以下「療担基準」という。）に基づき行われているところです。

「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）の一部の施行による後期高齢者医療制度（以下「長寿医療制度」と称する。）の創設に伴い、75歳に到達したこと（又は障害認定を受けたこと）による被保険者証の切替事務が生じることとなりますが、当該切替事務を円滑に行い、患者への現物給付が継続して行えるように、また、資格喪失後の既に効力を有しない被保険者証による受診をできるだけ発生させないようにする観点から、標記についての取扱いを下記のとおりとしますので、その実施及び関係者への周知について、よろしく申し上げます。

第一 医療機関等窓口での被保険者資格の確認の徹底

平成20年4月1日以降、75歳以上の国民健康保険や被用者保険の加入者が長寿医療制度に移行することに伴い、被保険者証の切替事務（従前の被保険者証の返納と、新しい被保険者証の交付。）が行われることとなりますが、この切替事務の遅れにより、患者が誤って従前の被保険者証により受診するケースが想定されるため、以下のような方法で、医療機関等窓口で被保険者資格の確認をお願いします。（療担規則第3条、薬担規則第3条並びに療担基準第3条第1項及び第26条。患者が療養の給付を受ける資格があることの確認義務。）

<被保険者資格確認の具体的な方法>

1 長寿医療制度

国内に居住する75歳以上の方及び65歳から74歳までの方で障害認定を受けた方は、長寿医療制度の被保険者となり、長寿医療制度の被保険者証が個人ごとに交付されますので、同証により被保険者の資格確認を行うことが可能です。

また、国内に居住する75歳以上の方については、運転免許証等により氏名、生年月日及び住所を確認することにより、被保険者の資格確認を行うことが可能です。

2 被用者保険

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険などの被用者保険に加入されている方には、原則として個人ごとに被保険者証が交付されますが、保険者によっては世帯ごとに一枚の被保険者証を交付している場合もあります。

被保険者又は被扶養者の資格確認は以下の方法により行って下さい。

(1) 患者が被保険者本人の場合

被保険者証に記載されている生年月日により、被保険者の資格確認（75歳以上、即ち長寿医療制度の被保険者でないかどうか。）を行うことが可能です。

また、65歳から74歳までの方についても、従来の老人保健制度で障害認定を受けていた方については、本人が撤回しない限り、この4月1日から長寿医療制度の被保険者となりますので、撤回していないかどうかについて本人に直接確認する必要があります。

(2) 患者が被扶養者の場合

被扶養者本人の資格確認については（1）と同様ですが、被保険者が長寿医療制度の被保険者となっている場合には資格喪失になっているおそれがありますので、当該被扶養者を扶養する被保険者の資格確認も必要（注）となります。

世帯ごとに被保険者証が交付されている場合は、被保険者の生年月日が記

載されていますので、同証により資格確認を行うことが可能ですが、個人ごとに被保険者証が交付されている場合は、被保険者の生年月日は記載されていないため、当該被扶養者を通じて本人に直接確認する必要があります。

(注) 健康保険の被保険者が長寿医療制度に移行した場合、当該被保険者の被扶養者（75歳未満の者に限る。以下同じ。）は健康保険の資格を喪失し、基本的に居住地の国民健康保険の被保険者となるためです。

3 国民健康保険

国民健康保険の被保険者には、被用者保険と同様、原則として個人ごとに被保険者証が交付されますが、保険者によっては世帯ごとに一枚の被保険者証を交付している場合もあります。

国民健康保険の被保険者証には有効期限が記載してありますので、その有効期限により基本的に被保険者証のみで国民健康保険の資格確認を行うことが可能ですが、念のため、生年月日と有効期限の確認をお願いします。

被保険者証が個人ごとに交付されている場合は、その被保険者証に記載されている有効期限により75歳以上でないかどうかの確認を行うことが可能です。

一方、世帯ごとに交付されている場合、基本的に有効期限により確認を行うことは可能ですが、各世帯員ごとに個別に有効期限を備考欄等に記載している場合がありますのでご留意願います。例えば、国民健康保険の3人世帯で、世帯主が長寿医療制度に移行した場合でも、その世帯としての被保険者証の記号・番号は基本的に変わらないため、世帯主以外の被保険者の方は被保険者証をそのまま使用できる場合があります。

なお、障害認定を受けた方の取扱いについては、2（1）と同様、被保険者本人への直接確認が必要です。

第二 窓口で提示された被保険者証が、既に無効（被保険者又は被扶養者の資格がないもの）であった場合の国民健康保険等への加入手続の勧奨

例えば、被用者保険に加入している被保険者が長寿医療制度に移行した場合、当該被保険者の被扶養者は基本的に居住地の国民健康保険に加入することになります（上記の注参照。）が、当該被扶養者の方が国民健康保険等に加入する際には、新たに資格取得手続が必要となります。

医療機関等の窓口で提示された被保険者証が、既に無効（被保険者資格がないもの）であることが判明した場合、国民健康保険等の資格取得手続が必要ということの説明して下さい。なお、国民健康保険の資格取得手続の際には、原則として被用者保険の資格喪失証明書などの添付が必要ですが、今までの被用者保険の被保険者証の写しなどがあれば国民健康保険の資格取得手続は可能で、被保険者証が交付できますので、早急に市町村の窓口にご相談するよう、説明して下さい。

第三 現物給付の継続

長寿医療制度の被保険者証の交付が遅れている場合や、国民健康保険の資格取得手続はしているが被保険者証の交付が遅れている場合などには、新しい被保険者証が交付されるまでの間（被保険者証が交付されていない間）、患者がやむを得ず新しい被保険者証の提示ができない場合においても、第一の1～3の方法で、当該患者に係る平成20年4月1日以後の資格確認を行っていただくことにより、患者が引き続き現物給付で医療を受けられるよう、御配慮をお願いします。（療担規則第3条ただし書及び療担基準第3条第1項ただし書）

事務連絡
平成20年4月11日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県高齢者医療主管部（局）
高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局総務課

保険局保険課

保険局国民健康保険課

保険局医療課

長寿医療制度の創設に伴う被保険者証の提示等について（その2）

標記については、今月10日付け厚生労働省保険局総務課、保険課、国民健康保険課及び医療課事務連絡によりお伝えしたところですが、さらに下記のとおり取扱いを示しますので、その実施及び関係者への周知について、よろしくお願ひします。

記

1 一部負担金の割合及び被保険者番号の確認

- （1）長寿医療制度の新たな被保険者証が被保険者の手元に届いていない場合や、被保険者証を持参していない患者に一部負担金の割合を確認される場合については、従前の被保険者証（老人保健による受給者証を含む。以下同じ。）による確認のほか、患者本人の同意を得た上で、必要に応じて後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。各都道府県の広域連合の連絡先は別紙のとおり。）に照会することにより確認することが可能です。

- (2) また、長寿医療制度の新たな被保険者証が被保険者の手元に届いていない場合や、被保険者証を持参していない患者の被保険者番号を確認される場合については、患者本人の同意を得た上で、必要に応じて受診時又は請求時に広域連合に照会することにより確認することが可能です。
- (3) また、広域連合においては、被保険者番号や一部負担金の割合に関する照会が各医療機関等からあった場合であって、患者の同意を得ていることを確認できた場合には、柔軟に御対応いただくようお願いいたします。

2 診療報酬請求時の取扱い

診療時における長寿医療制度の被保険者資格の確認については、従前の被保険者証によるほか、運転免許証等により氏名、生年月日及び住所を確認することにより行うことができますが、最終的な診療報酬の請求時には、新たな被保険者証により被保険者番号等を確認の上、請求を行っていただくことが基本となります。

(別紙) 後期高齢者広域連合電話番号一覧

都道府県	電話番号
北海道	011-290-5601
青森県	017-721-3821
岩手県	019-606-7500
宮城県	022-266-1021
秋田県	018-838-0610
山形県	023-615-3721
福島県	024-528-9024
茨城県	029-309-1212
栃木県	028-627-6805
群馬県	027-256-7171
埼玉県	048-833-3222
千葉県	043-223-0075
東京都	03-3222-4497
神奈川県	045-440-6701
新潟県	025-285-3222
富山県	076-465-7501
石川県	076-223-0140
福井県	0776-54-6330
山梨県	055-236-5671
長野県	026-229-5320
岐阜県	058-387-6368
静岡県	054-270-5520
愛知県	052-955-1227
三重県	059-221-6880

都道府県	電話番号
滋賀県	077-522-3013
京都府	075-344-1202
大阪府	06-4790-2028
兵庫県	078-326-2612
奈良県	0744-29-8430
和歌山県	073-428-6688
鳥取県	0858-32-1097
島根県	0852-20-2231
岡山県	086-245-0090
広島県	082-227-2049
山口県	083-921-7111
徳島県	088-677-3666
香川県	087-811-1866
愛媛県	089-911-7733
高知県	088-821-4525
福岡県	092-651-3111
佐賀県	0952-64-8476
長崎県	095-816-3930
熊本県	096-368-6511
大分県	097-534-1771
宮崎県	0985-62-0920
鹿児島県	099-206-1397
沖縄県	098-963-8011

被保険者証が本人に届いていない件数
 (4月9日現在で各都道府県広域連合が把握している件数)

県名	件数
北海道	1,359
青森県	268
岩手県	121
宮城県	3,238
秋田県	91
山形県	47
福島県	179
茨城県	199
栃木県	18
群馬県	1,115
埼玉県	1,548
千葉県	2,600
東京都	1,730
神奈川県	2,700
新潟県	127
富山県	732
石川県	578
福井県	381
山梨県	250
長野県	757
岐阜県	738
静岡県	884
愛知県	8,713
三重県	967
滋賀県	413
京都府	1,646
大阪府	14,650
兵庫県	1,015
奈良県	753
和歌山県	173
鳥取県	568
島根県	181
岡山県	400
広島県	1,799
山口県	1,441
徳島県	383
香川県	990
愛媛県	349
高知県	117
福岡県	1,800
佐賀県	1,215
長崎県	261
熊本県	847
大分県	426
宮崎県	294
鹿児島県	3,016
沖縄県	1,391
合 計	63,468